

令和5年12月15日
保 育 課

令和4年度の区立保育園運営経費について

令和4年度の港区立保育園における運営経費についてお知らせいたします。

なお、このお知らせは、子ども・子育て支援法第34条第2項及び港区特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例第14条第1項に基づき通知するものです。

◆ 令和4年度区立保育園の運営経費（0～2歳）

区立保育園の運営経費		
3,983,200円		
公定価格 ※国の基準で算定した運営経費		
1,757,300円		
278,600円	1,478,700円	2,225,900円
(保育料)区基準	施設型給付費	区負担額
利用者負担額	※区立保育園では区が負担	※国の基準を超える部分を区が負担

◆ 令和4年度区立保育園の運営経費（3～5歳）

区立保育園の運営経費		
1,437,500円		
公定価格 ※国の基準で算定した運営経費		
29,700円	0円	634,200円
(給食費)	(保育料)	施設型給付費
利用者負担額	※区立保育園では区が負担	区負担額
		※国の基準を超える部分を区が負担

※運営経費は、令和4年度決算額(施設建設費ほか一部経費を除く)を令和4年度在籍児童数で除した額です。

※公定価格は、区立保育園(21園※分園含む)の平均額です。

※利用者負担額(保育料・給食費)は、在籍児童全体の平均額です。

新制度では教育・保育に必要な額として国が定める基準により算定した「公定価格」から利用者負担額(保育料)を差し引いた額を「施設型給付費」とし、公立施設においては区市町村の負担としています。令和元年10月から、幼児教育・保育の無償化に伴い、3～5歳児の利用者負担額が無償化される一方、新たに副食費(給食費)を徴収することになりました。

港区では、国基準である「公定価格」を超える額を区が負担することで、教育・保育の質の向上や保護者負担の軽減等に取り組んでいます。

◆ クラス年齢別の施設型給付費

国が定める基準により算定した区立保育園の公定価格及び施設型給付費は以下のとおりです。

施設型給付費は、クラス年齢や利用者負担額（保育料）によって、各ご家庭で異なります。お子様のクラスや、現在決定している保育料の区分に当てはめてご確認くださいませようお願いします。

クラス	公定価格	施設型給付費		<参考> 利用者負担額 (給食費)
		利用者負担額 (保育料)	施設型給付費	
5歳児	560,400円	<無償化> 0円	560,400円	0円 または 60,000円
4歳児	561,300円		561,300円	
3歳児	781,000円		781,000円	
2歳児	1,513,700円	0円 ~1,060,800円	452,900円 ~1,513,700円	
1歳児	1,514,600円		453,800円 ~1,514,600円	
0歳児	2,571,700円		1,510,900円 ~2,571,700円	

※公定価格は区立保育園（21園※分園含む）の平均額

(参考) 区立認定こども園（芝浦アイランドこども園）における施設型給付費

認定区分	クラス	公定価格	施設型給付費		<参考> 利用者負担額 (給食費)
			利用者負担額 (保育料)	施設型給付費	
1号(教育) 認定	5歳児	956,800円	<無償化> 0円	956,800円	0円 または 60,000円
	4歳児	956,800円		956,800円	
2・3号 (保育)認定	5歳児	510,300円	<無償化> 0円	510,300円	0円 または 60,000円
	4歳児	510,300円		510,300円	
	3歳児	719,800円		719,800円	
	2歳児	1,453,700円	0円 ~1,060,800円	392,900円 ~1,453,700円	
	1歳児	1,453,700円		392,900円 ~1,453,700円	
	0歳児	2,514,400円		1,453,600円 ~2,514,400円	

【お問合せ】

子ども家庭支援部保育課運営支援係

電話：3578-2850